

柔道整復療養費の改定について

1. 改定率 0.32%

平成 30 年度における柔道整復療養費の改定率については、診療報酬のうち医科の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの

(参考) 今回の診療報酬改定における医科の改定率 0.63%

2. 基本的な考え方

療養費の料金改定については、これまでの適正化の流れを踏まえつつ、適正な請求を行う施術者が正当に評価されるよう改定を行う

3. 改定の内容

- 再検料の引き上げ
- 骨折・不全骨折・脱臼に係る柔道整復運動後療料の新設
- 金属副子等加算の包括化
- 金属副子等加算の 2 回目、3 回目の新設（取り替えが必要なもの）

【改定案】	現行	改定後
再検料	320 円	400 円
柔道整復運動後療料 (骨折・不全骨折・脱臼)	—	310 円
金属副子等加算 (大型)	1,030 円	950 円
金属副子等加算 (中型)	910 円	
金属副子等加算 (小型)	680 円	

○柔道整復運動後療料について

- ・運動機能の回復を目的とした各種運動により、1 回 20 分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定
- ・1 週間に 1 回程度、1 か月（暦月）に 5 回を限度とし、後療料の加算として算定

4. 施行期日 平成 30 年 6 月 1 日